



9月24日
東地申
第18号

「労使間の取り扱いに関する協約」に基づく 組合掲示板の早期設置を求める団体交渉開催！

1. 「労使間の取り扱いに関する協約」に基づき、組合掲示板の設置を求めている職場において早急に組合掲示板の設置を行うこと。

【会社回答】「労使間の取り扱いに関する協約（令和2年5月15日締結）」に則り取り扱っているところである。

【綾瀬運輸区分会】

現場でのコミュニケーションがうまくいっていない。職場において分会が主張している場所がダメな理由が明確になっていない。引き続きコミュニケーションを取るべきだと職場指導を強く求める！

【池袋運輸区分会】

私たちは決して無理難題を言っていない。現場でコミュニケーションを取れば掲示板は設置を出来るはずであり、職場指導を強く求める！

職場の現実を
強く訴える！

【団体交渉確認事項】

- ・労働協約は、労使お互いしっかり遵守していくこと！
- ・労働協約は、職場においても適用されるものであること！
- ・掲示板の手続きのやり取りについては、認識していること！
- ・綾瀬運輸区・池袋運輸区・五反田駅では、掲示板が設置されていないこと！
- ・お互いの意見があるので、コミュニケーションを否定せず尊重すること。コミュニケーションは止めないこと！

労働協約が不履行状態であることから、

9月30日までに履行することを求めました。

職場では不利益状態が続いています！団体交渉での確認事項を直ちに実行し、組合掲示板の設置を求めます！